

業務規程新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

業務規程	現行	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 業務規程等 この規程および業務規程細則をいう。</p> <p>二 銀行営業日 銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日を除く日をいう。</p> <p>三 債権者 債権記録にでんさいの債権者として記録されている者をいう。</p> <p>四 債権者利用限定特約 自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない旨約することをいう。</p> <p>五 債務者 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされている場合には、当該変更記録を含む。以下同じ。）に債務者として記録されている者をいう。</p> <p>六 債務者利用停止措置 特定の利用者を債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいう。</p> <p>七 参加金融機関 当会社との間で電子債権記録業に係る業務委託契約を締結した金融機関をいう。</p> <p>八 支払不能処分制度 当会社が運営する第47条の規定による通知および第48条の規定による通知に係る制度をいう。</p> <p>九 支払不能でんさい 支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の3銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除く。）でんさいをいう。</p> <p>十 譲渡保証記録 債権者が譲渡記録の請求をする場合に併せて請求する保証記録であって、当該債権者が電子記録保証人となり発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。</p> <p>十一 相続人等 個人である利用者の死亡により、当該利用者の地位を承継した相続人その他一般承継人をいう。</p> <p>十二 単独保証記録 譲渡保証記録以外の保証記録であって、発生記録にお</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 業務規程等 この規程および業務規程細則をいう。</p> <p>二 銀行営業日 銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日を除く日をいう。</p> <p>三 債権者 債権記録にでんさいの債権者として記録されている者をいう。</p> <p>四 債権者利用限定特約 自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない旨約することをいう。</p> <p>五 債務者 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされている場合には、当該変更記録を含む。以下同じ。）に債務者として記録されている者をいう。</p> <p>六 債務者利用停止措置 特定の利用者を債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいう。</p> <p>七 参加金融機関 当会社との間で電子債権記録業に係る業務委託契約を締結した金融機関をいう。</p> <p>八 支払不能処分制度 当会社が運営する第47条の規定による通知および第48条の規定による通知に係る制度をいう。</p> <p>九 支払不能でんさい 支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の3銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除く。）でんさいをいう。</p> <p>十 譲渡保証記録 債権者が譲渡記録の請求をする場合に併せて請求する保証記録であって、当該債権者が電子記録保証人となり発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。</p> <p>十一 相続人等 個人である利用者の死亡により、当該利用者の地位を承継した相続人その他一般承継人をいう。</p> <p>十二 単独保証記録 譲渡保証記録以外の保証記録であって、発生記録にお</p>	<p>○ 提携記録機 関および特 定記録機関 変更記録の 定義を追 記。</p>

業務規程	現行	備考
<p>ける債務者の債務を主たる債務とするものをいう。</p> <p>十三 でんさい 当社が取り扱う電子記録債権をいう。</p> <p>十四 でんさいネットシステム 当社が直接運営および管理を行う電子債権記録業の実施に係るシステムとして業務規程細則で定める業務を行うコンピュータシステムをいう。</p> <p>十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に規定する取引時確認および当社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</p> <p>十六 取引停止処分 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。</p> <p>十七 保証人等 でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。</p> <p>十八 保証利用限定特約 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあつては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。</p> <p>十九 窓口金融機関 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。</p> <p>二十 利用契約 当社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。</p> <p>二十一 利用者 当社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。</p> <p>二十二 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当社所定の情報が記録されるデータベースをいう。</p> <p>二十三 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。</p> <p>二十四 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。</p> <p>二十五 利用者番号 当社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。</p>	<p>ける債務者の債務を主たる債務とするものをいう。</p> <p>十三 でんさい 当社が取り扱う電子記録債権をいう。</p> <p>十四 でんさいネットシステム 当社が直接運営および管理を行う電子債権記録業の実施に係るシステムとして業務規程細則で定める業務を行うコンピュータシステムをいう。</p> <p>十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に規定する取引時確認および当社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。</p> <p>十六 取引停止処分 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。</p> <p>十七 保証人等 でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。</p> <p>十八 保証利用限定特約 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあつては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。</p> <p>十九 窓口金融機関 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。</p> <p>二十 利用契約 当社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。</p> <p>二十一 利用者 当社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。</p> <p>二十二 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当社所定の情報が記録されるデータベースをいう。</p> <p>二十三 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。</p> <p>二十四 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。</p> <p>二十五 利用者番号 当社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。</p>	

業務規程	現行	備考
<p><u>二十六 提携記録機関 当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。</u></p> <p><u>二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。</u></p>		
<p>第3章 参加金融機関等 (提携の停止措置)</p> <p><u>第10条の2 当会社は、特定記録機関変更記録の取扱いを停止することができる。</u> (提携の解除等に関する免責)</p> <p><u>第10条の3 当会社は、提携記録機関との記録機関変更記録に係る提携契約の解除または前条の規定により特定記録機関変更記録の取扱いを停止することによって利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</u></p>	<p>第3章 参加金融機関 <u>(新設)</u></p>	<p>○当会社は特定記録機関変更記録の取扱いの停止ができる旨、および提携契約の解除等により生じた損害について責任を負わない旨を追記。</p>
<p>(当会社を取り扱う電子記録)</p> <p>第21条 当会社は次に掲げる電子記録をする。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録 三 支払等記録 四 変更記録 五 保証記録 六 分割記録 七 信託の電子記録 八 強制執行等の記録 九 特定記録機関変更記録</p> <p>2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。</p> <p>3 当会社は、質権設定記録および<u>特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録</u>をしない。</p>	<p>(当会社を取り扱う電子記録)</p> <p>第21条 当会社は次に掲げる電子記録をする。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録 三 支払等記録 四 変更記録 五 保証記録 六 分割記録 七 信託の電子記録 八 強制執行等の記録</p> <p>2 当会社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。</p> <p>3 当会社は、質権設定記録および記録機関変更記録をしない。</p>	<p>○当会社を取り扱う電子記録に、特定記録機関変更記録を追記。</p>

業務規程	現行	備考
<p>(電子記録の請求)</p> <p>第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>3 特定記録機関変更記録の請求は、次章および提携記録機関が定めるところに従って提携記録機関に対して行わなければならない。</p>	<p>(電子記録の請求)</p> <p>第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p>	<p>○特定記録機関変更記録の請求方式を追記。</p>
<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第 25 条 当会社は、第 23 条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の囑託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第 30 条第 1 項第 9 号または第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第 25 条 当会社は、第 23 条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の囑託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第 30 条第 1 項第 9 号または第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第 34 条第 1 項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>○特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対する変更記録の結果通知の方法、内容および通知対象について追記。</p>
<p>(電子記録等の通知の特則)</p> <p>第 29 条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第 25 条第 2 項、第 27 条第 3 項および同条第 5 項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。</p> <p>一 利用者から利用契約の解約の申出がされた場合</p> <p>二 利用者が第 16 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合</p> <p>三 窓口金融機関が当会社から業務停止措置等を受けている場合</p> <p>四 その他業務規程細則で定める場合</p>	<p>(電子記録等の通知の特則)</p> <p>第 29 条 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第 25 条第 2 項、第 27 条第 3 項および同条第 5 項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。</p> <p>一 利用者から利用契約の解約の申出がされた場合</p> <p>二 利用者が第 16 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合</p> <p>三 窓口金融機関が当会社から業務停止措置等を受けている場合</p>	<p>○第 29 条で定める通知をしないことができる場合に、業務規程細則第 16 条第 2</p>

業務規程	現行	備考
		<p>項で定める場合（窓口金融機関が、利用者が業務規程第 25 条および第 27 条に規定する通知を業務規程細則第 32 条の 4 に規定する開示内容の記録に係る通知と誤認するおそれがあると認められた場合）を追記。</p>
<p><u>(特定記録機関変更記録等)</u> <u>第 37 条の 2 特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、業務規程細則で定める。</u> <u>2 提携記録機関から当会社への法第 47 条の 3 第 5 項の規定による通知および当会社から提携記録機関への法第 47 条の 5 第 3 項の規定による通知の方法は、電子ファイルもしくは書面の送付による方法とする。</u> <u>3 当会社は、変更後債権記録について、業務規程等の定めにかかわらず、変更前債権記録の記録事項を記録原簿に記録できるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>○特定記録機関変更記録の請求、承諾、記録に関する事項、当会社と提携記録機関間での通知の方法および業務規程・業務</p>

業務規程	現行	備考
		規程細則の定めにかかわらず変更後債権記録に変更前債権記録の記録事項を記録できる旨について追記。
<p>附則 (施行期日) 第1条 この規程は、<u>西暦2013年2月4日</u>から施行する。</p> <p>附則 (<u>西暦2014年1月1日</u>改正) (施行期日) 第1条 この規程は、<u>西暦2014年1月1日</u>から施行する。</p> <p>附則 (<u>西暦2017年4月1日</u>改正) (施行期日) 第1条 この規程は、<u>西暦2017年4月1日</u>から施行する。</p> <p>附則 (<u>西暦2019年7月8日</u>改正) (施行期日) 第1条 この規程は、<u>西暦2019年7月8日</u>から施行する。</p>	<p>附則 (施行期日) 第1条 この規程は、平成25年2月4日から施行する。</p> <p>附則 (平成26年1月1日改正) (施行期日) 第1条 この規程は、平成26年1月1日から施行する。</p> <p>附則 (平成29年4月1日改正) (施行期日) 第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>	○和暦を西暦に変更。